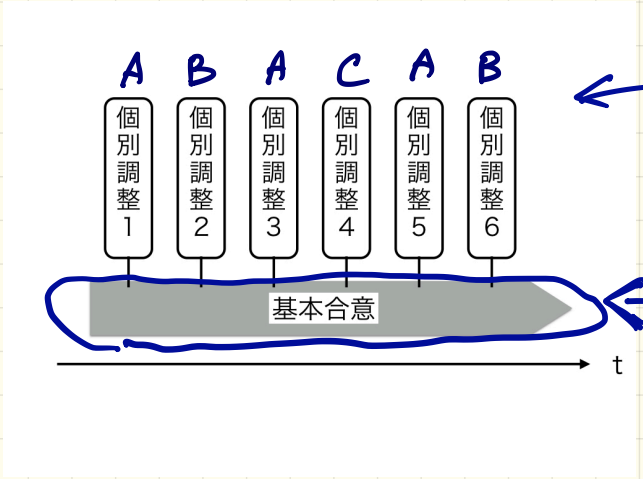

多產16 (6-8)

多產13-16 (9-10)

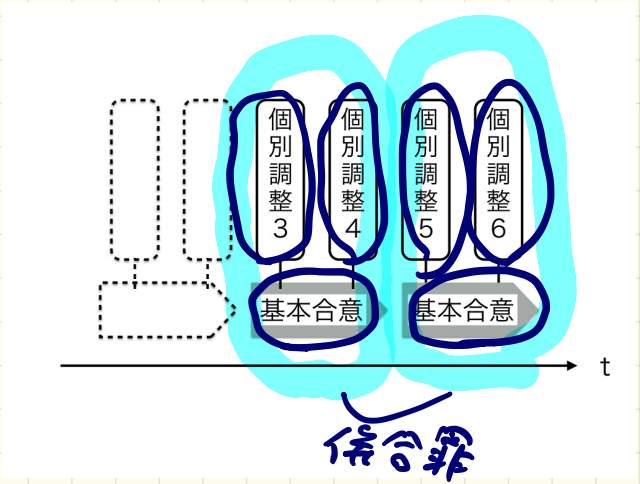

併合罪

第九　同第一四点について

所論は、独禁法八九条一項一号の罪の既遂時期は、共同行為によって合意された内容が現実に実施に移されたときと解すべきであるから、合意の時点又はその実施時期の到来した時点において右罪が既遂に達するとした原判決は、判例（東京高等裁判所昭和三一年一一月九日判決・行政事件裁判例集七巻一一号二八四九頁）に違反し、同法の解釈を誤つたものである、というのである。

所論のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、共同行為が行われても合意の内容が実施に移されない限り独禁法八九条一項一号の罪は成立しないという趣旨まで判示したものとは認められないから、前提を欠き、その余は単なる法令違反の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

所論にかんがみ、職権をもつて判断すると、事業者が他の事業者と共同して対価を協議・決定する等相互にその事業活動を拘束すべき合意をした場合において、右合意により、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争が実質的に制限されたものと認められるときは、独禁法八九条一項一号の罪は直ちに既遂に達し、右決定された内容が各事業者によつて実施に移されることや決定された実施時期が現実に到来することなどは、同罪の成立に必要でないと解すべきである。原判決の記載も、これを全体としてみれば、結局右に説示したところと同趣旨に帰着すると認められるので、原判決に所論のような法令解釈の誤りがあるとは認められない。

第一〇　同第一五点、第一七点について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）八九条三号の規定と憲法一四条一項、三一条、三二条　独禁法八九条三号の規定と憲法七七条一項　その他

一三一三　（一七）

【要旨第八】

（二）判旨八の解説

1　独禁法二条、二条六項所定の不当な取引制限の成立時期（刑罰法規としては、既遂時期）については、かねてより、学説上、①合意時説（注一）と、②実施時説（注二）の対立がある。公取委は従来②説をとるものと理解されていたが、近時は、共同行為の実行に着手した段階でその実施に先立ち、排除措置を勧告する例があり（注三）、学説中にもこれを支持する、③着手時説（注四）ともいうべきものが現れるに至つている。

2　実施時説は、独禁法二条六項所定の「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」を、同項の構成要件における「結果」とみて、共同行為の内容が実施されることによつて、はじめて右結果が発生するのであるから、合意の実施が不当な取引制限の成立に不可欠であるとするものである。これに対し、合意時説の論拠は、必ずしも一様ではないが、右の「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」の意義を、合意の実施によつて実現される結果とみることに反対し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めうるから、合意の実施を待たず、合意自体によつて不当な取引制限が成立する、というものである。なお、着手時説の論拠は、具体的に明らかにされていない。

3　合意の内容が実施されれば、競争の実質的制限が顕在化することは明らかであるが、相当の市場占拠率を占める事業者が共同して価格協定を結べば、そのこと自体により、潜在的には競争の実質的制限が生じているとみうることは、合意時説の指摘するとおりと思われ（注五）、かかる事態が生じたときは、可及的速やかに右競争制限を排除し、競争の自由を回復させるのが、独禁法の精神に忠実な解釈であると思われる（注六）。そして、最高裁の判例（注七）は、独禁法八条一項一号所定の事業者団体による競争の実質的制限についてではあるが、「事業者団体の行動を通じ事業者間の競争に実質的制限をもたらすこと、これを本件に即していえば、上告人の機関決定により上告人所属の事業者らの価格行動の一致をもたらすことがあれば足りる」との基本的見解のもとに、「事業者団体がその構成員である事業者の発意に基づき各事業者の従うべき基準価格を団体の意思として協議決定した場合」には、その後の行政指導の介在によつても、特段の事情がない限り、競争の実質的制限は消滅したものとすることは許されない旨判示しており、右は、事業者団体の機関決定があつた段階で競争の実質的制限が生じていることを前提とする判示と解されるので、二条六項所定の不当な取引制限の成立時期に関する合意時説に通ずるものと解しうるであろう（注八）。本判決の前記のような判示は、判例・学説についての以上のような検討に基づき、不当な取引制限罪の既遂時期について合意時説に立つことを明示したものと理解される（注九）。

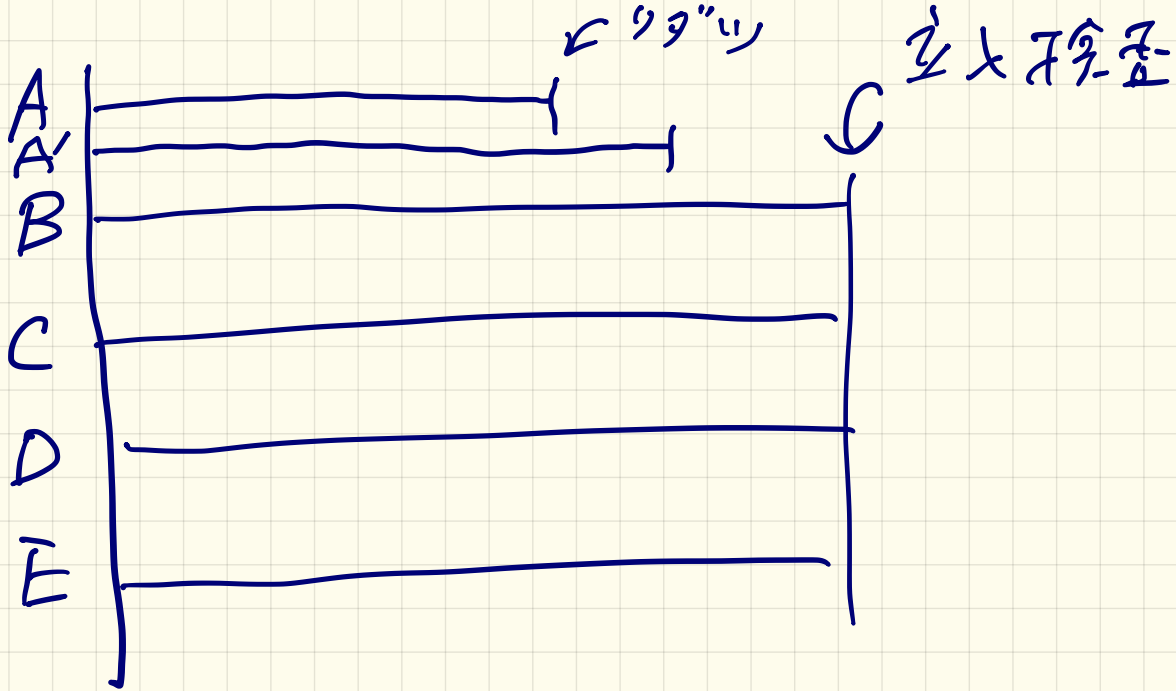
ドッグ
エントランス
A
A'
B
C
C
D
E

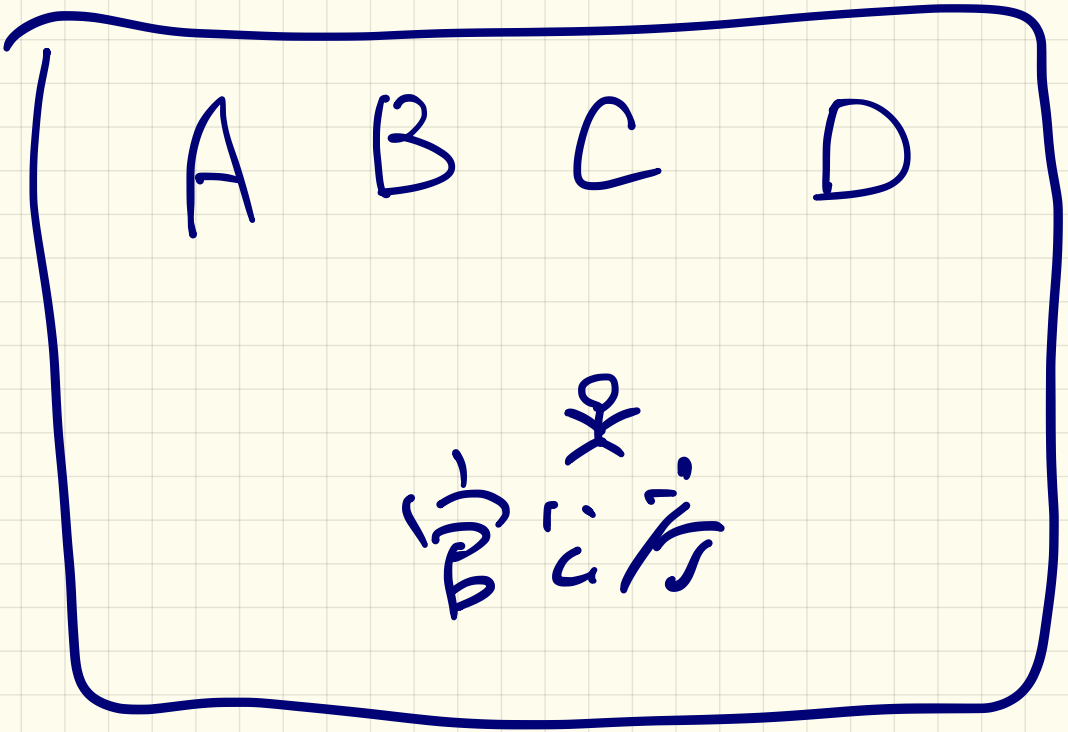
A B C D
官方

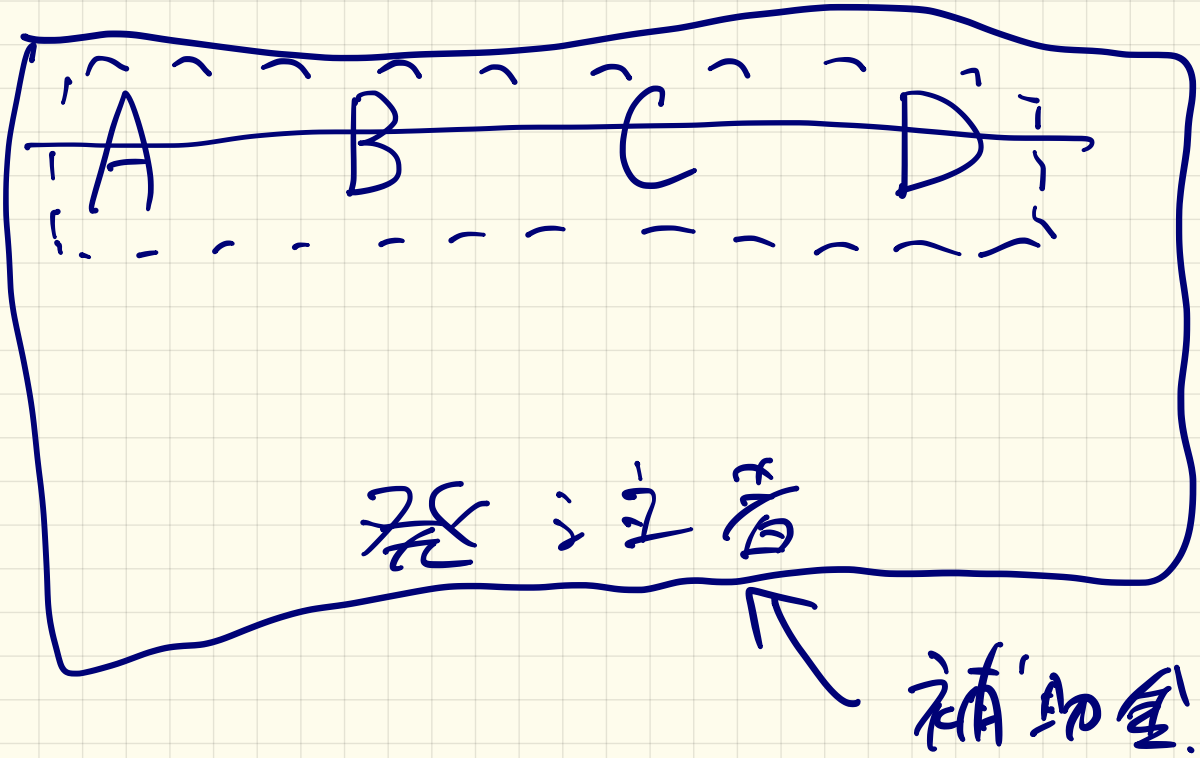
A
B
C
D
注意
補助金

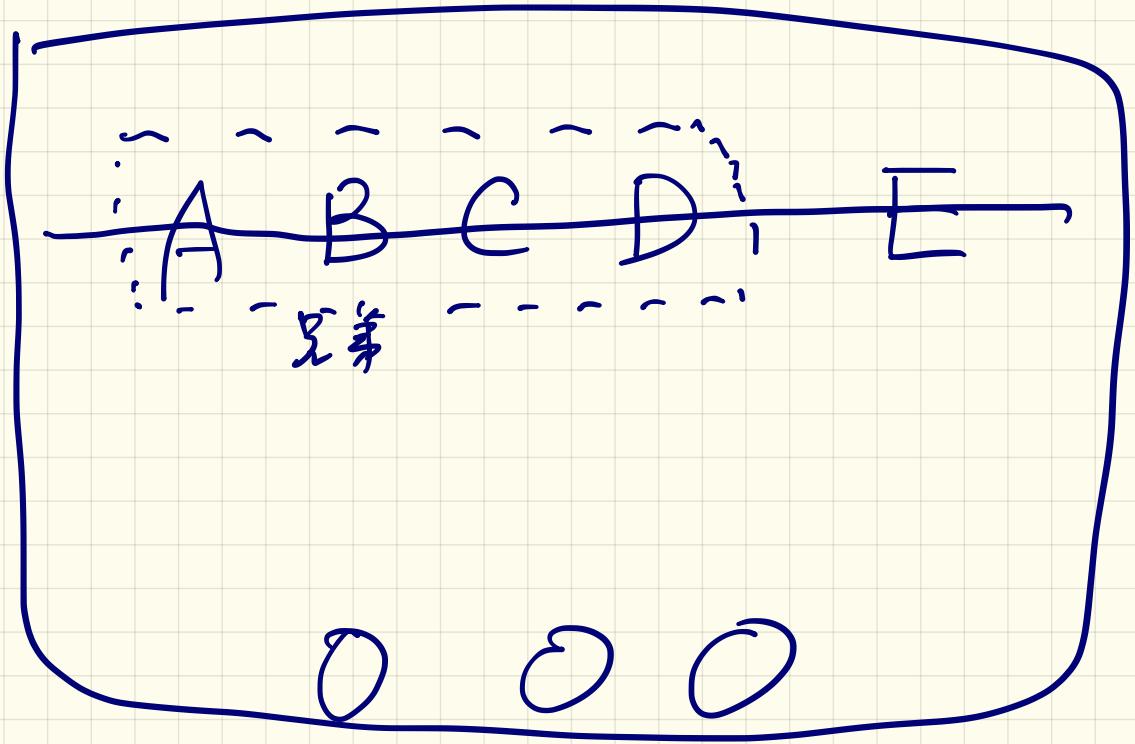
A
B
C
D
E
兄弟

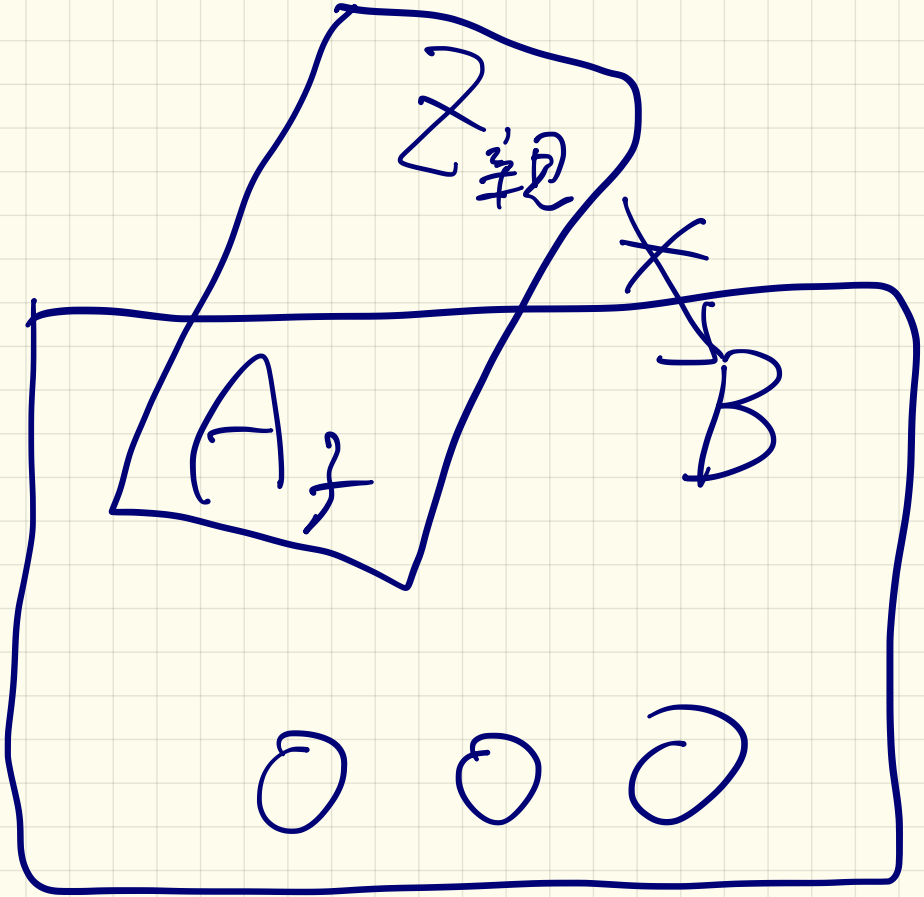
Z親
A子
B

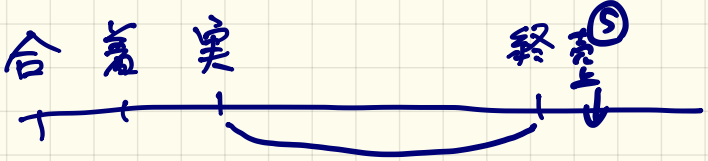

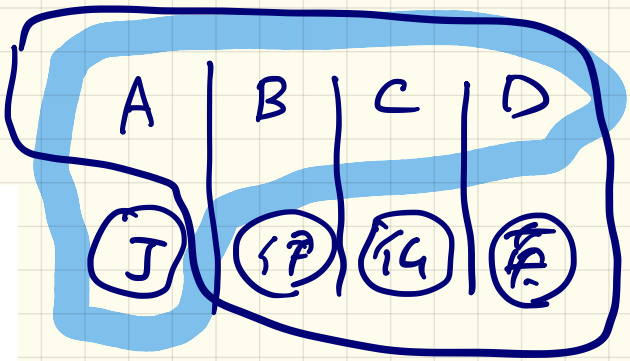

（３）基礎売上額がない場合に対処する必要性及び方向性　　報告書16頁

ア　現行制度の下では，例えば，以下の事例のように，違反行為の対象とされた商品又は役務の売上額がない違反行為者に対し，公正取引委員会は課徴金を賦課することができない（別紙１０参照）。

① 国際市場分割カルテルにおいて，我が国市場を一定の取引分野とした場合に，我が国市場以外の市場で違反対象商品の売上額が発生するものの，我が国市場で売上額が発生しない違反行為者

② 入札談合に参加しているものの順番が回って来なかった等の理由で受注実績がなく，違反行為の対象とされた物件の売上額が発生しない違反行為者

③ 既存事業者から見返りの金銭を得たり，下請受注したりすること等を条件として，一定の商品又は役務の供給をしないことに合意した結果，違反対象商品の売上額が発生しない違反行為者

④ 企業グループ単位で違反行為の対象とされた商品の製造販売を行っているものの，当該商品を自ら直接製造販売していないグループ会社のみが違反行為に参加していたため，当該商品の売上額が発生しない違反行為者

⑤ カルテル等の対象商品又は役務の売上額が違反行為の終了後に生じる違反行為者

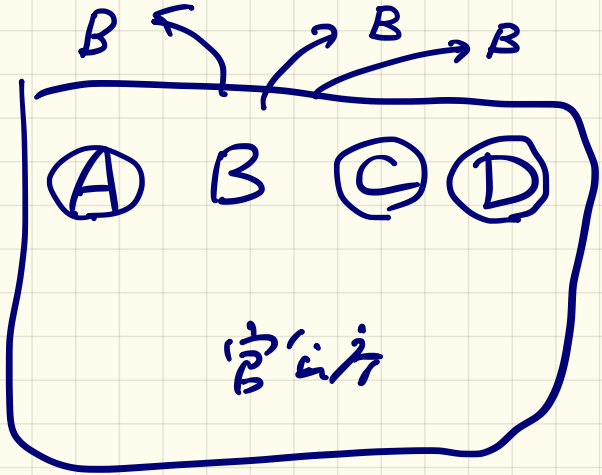

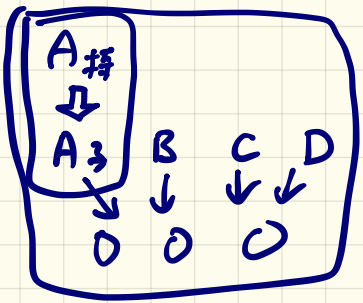

（４）一定の基礎売上額を控除する必要性及び方向性　報告書17頁

ア　違反行為の対象とされた全ての商品又は役務の売上額を一律かつ画一的に課徴金の算定基礎とすると，例えば，以下のとおり，同一の商品又は役務に係る売上額等に対して二重に課徴金を課すなど課徴金がその趣旨・性格に照らして必要な範囲を超えることになる場合があると指摘されている（別紙１１参照）。特に，諸外国の制裁金等の対象となる商品又は役務の売上額と重複する場合にも，違反行為の対象とされた商品又は役務と認められる場合は機械的に課徴金の算定基礎となり，違反行為者にとっては課徴金が過大となるケースがあると指摘されている。

①　１つの違反対象商品又は役務の売上額が複数の違反行為で重複する場合

②　外国ユーザー向けに販売された違反対象商品又は役務の売上額が外国の競争当局による当該違反行為に対する行政制裁金や罰金等の算定対象とされた場合

③　違反対象商品又は役務を構成する一部の要素のみが違反行為の対象とされている場合

④　違反行為者が企業グループ単位で違反対象事業を行っているときにグループ会社間で違反対象商品又は役務の取引が行われている場合
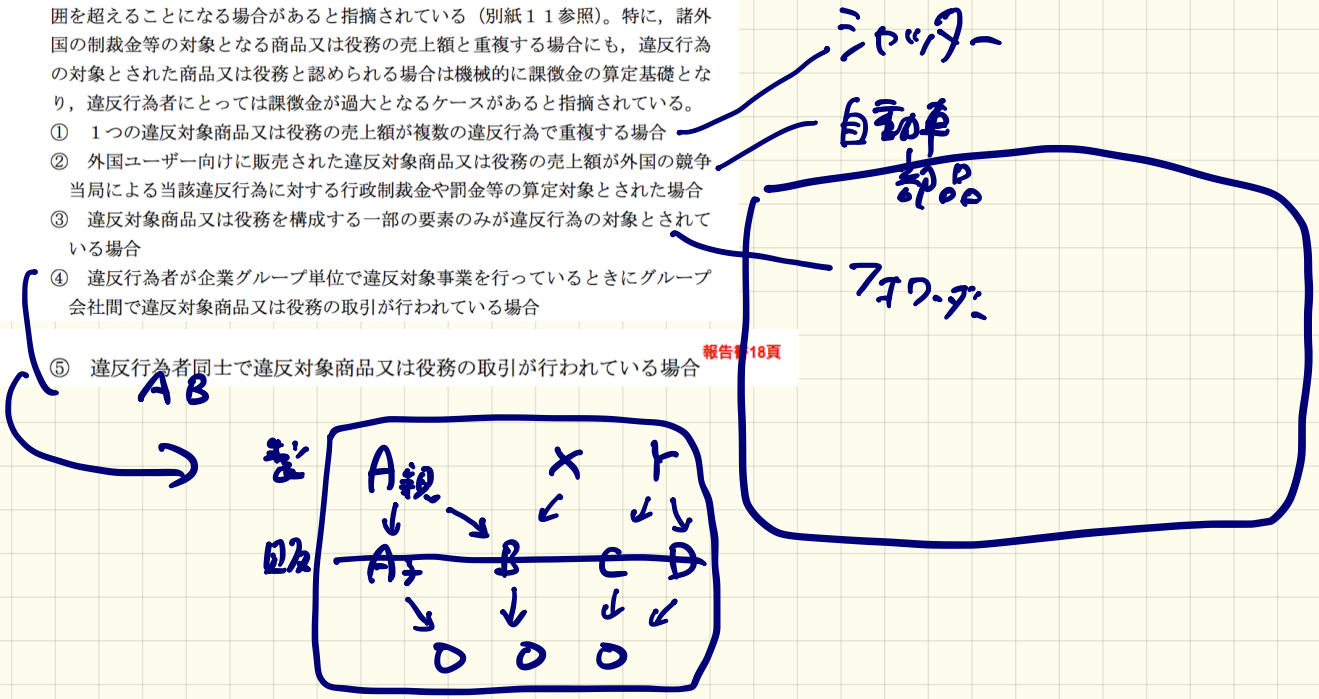
⑤　違反行為者同士で違反対象商品又は役務の取引が行われている場合　報告書18頁